様式第一号の二を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（令和五年法律第九号）による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金に係る請求手続については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行規則様式第一号及び第一号の二による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

(裏面)

記載上の注意

1　選択できる項目は、該当するもの又は該当する番号を○で囲んでください。

2　「元の身分」の欄は、例えば「陸軍上等兵」、「海軍二等機関兵曹」、「陸軍技手」、「海軍書記」、「準軍属(徴用工)」等のように記載してください。

3　「除籍時の本籍等」の欄は、戦没者等の元の身分により次の区分に従って記載してください。

(1)　軍人、軍属及び準軍属のうち戦闘参加者、中国における動員学徒、満洲開拓青年義勇隊員、特別未帰還者又は防空監視隊員等の場合は、除籍されたときの本籍地

(2)　準軍属のうち徴用工、内地における動員学徒、国民勤労報国隊員又は国民義勇隊員である場合は、戦没者等の死亡の原因となった負傷又は疾病の生じた当時その者が配置され、又は出動していた工場、事業場等の名称及び所在地

4　戦没者等の妻の相続人が請求者である場合は、「請求者」の欄に相続人の氏名、生年月日及び住所を記載するとともに、「被相続人」の欄に戦没者等の妻の氏名及び死亡年月日を記載してください。

5　「成年後見人等」の欄は、請求者が次のいずれかに該当する場合のみ記載してください。

(1)　成年後見人、保佐人、補助人又は任意後見契約における任意後見人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は任意後見契約により請求者本人に代わって請求するとき

(2)　未成年者の親権者又は未成年後見人が代わって請求するとき(親権者等)

(3)　国外に居住しているために国債の償還金等の受領を国内居住者に委任したとき(国外居住請求者の代理人)

6　「国債の償還金の希望支払場所」の欄は、国債の償還金を受け取る場所として希望する日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店の名称及び所在地を記載してください。

7　「これまでに戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券又は戦傷病者等の妻に対する特別給付金国庫債券を受けた場合」の欄は、前回受けた戦没者等の妻に対する特別給付金国庫債券等の名称、裁定通知書記号番号を記載してください。

8　最下欄の氏名は、請求者の氏名を記載してください。ただし、親権者等又は成年後見人等が代わって請求するときは、その氏名を記載してください。

9　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第四条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令第九条第一項では、償還金の支払の際の照合用のため氏名及び住所並びに償還金支払場所名は本請求書を提出することにより届け出ることとされています。